

第 26 号議案

豊川市災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正について

豊川市災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 2 月 19 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

豊川市災害派遣手当の支給に関する条例（平成 8 年豊川市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「含む。）」を「含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成 25 年政令第 237 号）第 43 条」に、「実施又は」を「実施、」に、「実施のため」を「実施又は復興計画の作成等のため」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴い、復興計画の作成等のため派遣された職員に対し、災害派遣手当を支給する必要があるからである。